

平成13年 第4回沼田町議会定例会 会議録 (2日目)

平成13年12月14日(金)

午後 1時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員	
13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員	

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 会 長
		小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	江 田 哲 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 子 幸 保 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	-----------	------	-----------

(開 会 宣 言)

欠席：岩寺監査委員

○議長（吉田好宏議長）ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番室田議員、14番杉本議員を指名致します。

(一 般 質 問)

○議長（吉田好宏議長）日程第2。昨日に引き続き、一般質問を行います。町長に対して、通告順に順次発言を許します。8番、大沼議員定住促進（1）（2）について質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）8番大沼です。定住促進について質問させていただきます。まず、情報提供についてということでこれは、通告どおりでございます。それから2番目の資金援助につきましては、これも通告どおりでございます。その中で、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）定住促進に対する情報提供ということでございますけれども、今、従来からの定住促進についてはですね、それぞれ議会の議決を頂いて助成制度を設けたりしておりますけれども、なんとしてもやはり、農村地帯を含めて空き家といいますか、使用していない住宅があるという事。そんなような事も考えまして、質問の通告のある前だったのですけれども、担当課に地元の町内の中で、市街を含めて農村地区を入れてそれぞれ活用できる住宅等、或は空き店舗等があれば実態を調査してくれという事の支持をさせて頂いている所であります。

広く、東京沼田会或は札幌沼田会等にも、その情報を流しながら環境に恵まれた地帯でありますので、何らかのそういうような情報を提供することによって、沼田への定住といいますか、そういう事も可能になるのではないかというような考え方も致しまして、今調査をさせておりますが、その結果につきましては、どのような方法で広報をさせて頂くか、この辺はよく内部で知恵を絞りながらやっていきたいと思っている所であります。

将来的には、既存の団地等との兼ね合いもありますけれども、定住促進にもう一歩踏み込んで、不用といいますか現在使っていないような所でも、そういう住宅が

建設可能だという所であれば、積極的な展開をしていかなければならないと思っておりますし。昨日も、ご質問の中にお答えさせて頂きましたように、商店街の空き地等もかなり出てくるだろうという情勢の中で、そういう一般住宅の住宅地としての提供。どのような差益を町が負担するとか、色々な事も考えなければなりませんけども、今の活性化基本計画の結果をみまして、充実をさせて頂きたいな。そういう事を進める上ではまた、議会ともよく相談をさせて頂きたいというふうに思っておるところであります。

資金援助につきましては、現在の所は定住促進条例に基づきまして 80 万、50 万、30 万というそれぞれの支援をしているところでもありますけども、現状は他町村も比較しますと若干、沼田よりも良い部分がありますが、3 月の定例に向けて財政的な状況はどうか、或は住民の皆さんが納得をして頂けるような内容かどうか也十分検討させて頂きまして現行どおりでいくのか、もう少し拡充をすべきかという事を検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○8 番（大沼恒雄議員）情報提供につきましては、役場の事務方サイドでどこが空いてる、ここが空いてるというのは確かに大変で、そういう情報は確かに必要なんですけども、実際問題売買についてという事になると、中身が殆ど分からないという現状がついて回るんですよ。その中で、たとえばあそこの家は本当に空いているのかいないのか、それから商店街にすればどこの店舗が本当に空いているのか、空いていないのか、売る気があるのか、ないのかという情報が、ユーザーにしてみると、結局隣近所に聞いてみたり、右往左往しているというのが現状なんですよ。それと同時に、どんな形で売買出来るのかというのが、ついて回るのです。それが一番肝心な所なんだと思うんですけど、結局一般の人達の話になると、それが確かな情報なのかそうではないのか分からないと、だけど役場が窓口サイドで受けて頂きますと、それが確かな情報として町民に伝わる訳ですから、そういったものを全町ネットで網羅しまして、ここの家はこの位の値段で売りたいのだというものを、今、ホームページもありますから、そういった手段を講じてやられる。それから電話対応をして頂けると、昨日野議員の中に、窓口の一元化という事に対しても町長かなり良い姿勢という形の中で私は受け止めたんですけども、そういった中で、課を増やさないというのでなくて、今ある課の中で対応できるのではないかなといったことなので、これは是非進めて頂きたいと。

それから資金援助につきましては、そういう情報を元に、じゃあ実際買う段階になったらどうするかという話しになるのですよ。それで今回も 1 軒あったのですが、結局資金の融資が受けられないという事で、結局諦めて町外に出ていってしまわれるという関係も見られるのです。それで今ここに通告してあるとおりなん

ですけれども、通常で住宅金融公庫を借りて、新築する場合は非常に楽なんですけれども、今の家登記後30年を超えるものについては、住宅金融公庫も地域指定外では融資は出来ません。そうすると沼田町内にある金融機関に行ってお金を借りたい訳なんですけれども、これも信金さんにおいては一応住宅金融公庫の規則に則っているという事で貸し出しできません。じゃあ更につっこんで、一般融資どうですかとお願いした時には、これも例えば後10年残っているよという評価額の部分の中でお金を貸して、その10年でもって返済しないといけない。ただ、現実的にユーザーが求めるのは、土地・家をついたものを買って、この物件であれば300万位で良いとか、この物件なら500万位で良いとか、その中で私は15年だったら払えるというものが、私は一つの定住促進になるのではないかなと思うのです。

それで、今町長言われるように原資的には、町財政が逼迫している中で何処からこの金を出すのだという事になるのですけれども、今町長言われるように定住促進の中で、5年間の時限立法という中で1億程度のお金を積んで今やっている定住促進ですよ、これが今年の予算を含めてもまだ4千万程度余るんじゃないかという事になっていると思うんですね。これ数字違ったら、ごめんなさいなんですけれども。だから、そういった部分の原資を金融機関を通じて町サイドが、保証人になるなりなんなりして回してあげる。それは抵当は信金さんにとってもらっても良いんじゃないかと、そして町が決して損する形では私はないと思うのですけれども、だから今、定住という事について、信金さんも公庫も出来ないよという原資の部分を町がやはり援助して、定住促進を進めるという考え方なんですけれども、如何なものでございますか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）後段の方からいきますと、中々難しいのは金融機関が一定の条件で貸付が出来ないという事は、担保件がそれだけ不足という場合がかなりあるだろうと思うのです。まあ町には迷惑かけないとおっしゃいますけれども、そういう場合にはどうしてもその返済が十分いかない場合には、町がその負担ををしなければならぬという事態になろうと思いますので、この辺については現在の保障融資もですね、今の金融制度の中で若干変わりそうな気配もありますので、地元の金融機関といえば信用金庫になりますが、信用金庫とそういう事が、若干の原資を積んだ事によって可能かどうか、そのへんもちょっと調べさせて頂きたいと思います。まあちょっと、町が直接そういう危険性を犯してまでもやるという事は、中々住民の皆さん理解を得られないと思いますので、どの程度の範囲まで踏み込めるかこれもちょっと検討させて頂きまして、またこの結果につきましては両方の委員会にも、状況等担当課から説明させまして、またご意見を頂きたいと思います。

それから、情報提供につきましても、おっしゃられるように行政として出来る範

困というのは限られてくるだろうと思うのですが、その後は例えば商店の場合は商工会がその相談相手にのって頂けるとか、町内全体で連携をとりながらやっていきたいと思いますが、とりあえずは今議員さんおっしゃるように、何年の建物で売買価格はどれくらいを希望しているとか、土地がどれくらいの面積があるとか、そういう一般通常的なものの公開を例えば町報の中で、誘致企業も地元の地場の企業もそうですけども、たとえば色々なものの新製品が出来たとか、色々な情報があるかと思いますが、一体となって故郷から発信するのだという格好をとれば、ある程度そういう事も可能かなというふうに考えていますので、これも先ほど申し上げましたように、実態が分かれば、まあ相当数あるのだと思いますけども、今の農地を含めた農家住宅の賃貸という事もあるかと思いますが、十分その方法についてもまた、ご協議をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）是非進めて頂きたいんですけども、危険度というのはね町長。例えば、土地・家持って逃げる訳にはいかないの、それが町として、例えば信金さんの評価で無くなったとしても、路線価とか必ずその土地の売買価格は残ると思うのですよ。例えば、買った方が何かの事情でいなくなったと、でも500万を例えば町が保障する事によって、200万払ったけども300万残った。これはどうすると言った時、土地・家は残っているのです。そうすると、その300万に対しての例えばかかる利息それなりを含めた値段で次の人に買っていただければ、あくまでこれは損をする話にはならないと思うのです。土地・家ですから。車と違って持って逃げる訳ではないです。その辺を考えて頂ければ、そんなに危険度があるものではないと思うのです。それと同時に、それくらいしてもらって皆さんが住んでいただけるという事になると、やはり土地・家あれば、そんなに沼田から出て行くという考え方も無くなると私は思うのです。だからそういった意味で、きちっとした情報提供をするという事の中で、沼田の定住促進を考えて頂きたい。

ですから、私言えばその500万なら500万の物件に対して評価額はないけれども、500万の値段はついていきますよと、それについて町がやはりその500万についての利子補給そういった事も含めて考えて頂ければ空き家、空き店舗もかなりなくなるのではないかと思いますけども、これ、次に入ります。答弁いりません。同じような事にちょっとはいりますので。移らしてもらいます。

○議長（吉田好宏議長）はい。商工振興1、2について。

○8番（大沼恒雄議員）そういった中で、そういった方々が定住をして頂けるという事が商工振興という事にも繋がります。当然例えば、10年、15年前に人口が8,000人だった時の購買力から比べますと、今4,000何がしになってしまう。そうすると、近隣に時代の流れで大型店舗なんかも出来ていますから、消費は冷えるばかりだと。

株式を見ても平均株価も非常に下がって、いかに世の中の景気が悪いかという事がうかがいしれるのですけども、たまたまそういう形の中で、町が定住促進を進めてくれる。そうすると、その事が商工振興に繋がるという事になります。今、商工振興、商工業に限って言わせてもらいますけども、中々この不景気の時に先行した投資できない。例えば、何もしないでいくと10年持つ店が、資金を投資することによって5年に寿命が縮まってしまうという恐れも実際あります。けども、消費者のニーズに応えるという事になれば、ある程度店も綺麗にしなければならない。ある程度新しい設備も入れないとならないという事になります。それで今、町のほうでは商工会に対しまして、利子補給、保障協会の保障料の補給とありがたい施策は出して頂いているのですが、現在のところ運転資金でいうと500万の5年間と、それから設備資金が800万の8年間という返済期限になっているのですが、これは実際年間100万返さないとならない。この年間100万返すものができれば50万になれば良いし、30万になればもっと良いという形の中で、まず利用期間の延長を考える事が出来ませんかという事なんですけども、これについては色々あるかと思うのですが、たとえば国金の場合ですと、550万の運転資金については60回と、けど設備については550万については83回まで良いですよ、そういうふうと同じ金額でも利用期間の延長というのはできるのかなと思います。ただ、これはあくまで町融資に限りますけども、町の方が良いといえ、金融機関がある程度うんといってくれるのではないかと。それに加えて、今町融資に関しましては、保障協会付になっています。今、核家族化の中で保障協会をつければそれで済む訳ではないのですね、保障協会から二人の保証人を付けて下さいと言われます。この辺が、資金調達の非常に難しくなってきたり、町融資を余り使えないという一つの原因になっているのかなと、商工会の方では斡旋書もらって信金の窓口行きますね、信金の窓口行ったら、信金さんは保障協会付けて貸せるか貸せないか審査します。けど、保障協会は二人保証人求められますから、結局色んな方に頭下げるか何かしないと、中々借りられない。ここ等辺が、一人でいいのであればパパ、ママストアで何とかなるのかなと。あともう一つは、町の方がしてくれればいいのかと。その辺の中で払えないのを前提ではなくて、払っていただけるのだけれども今の年間100万がちょっときついので、その辺をもう少し期間延長を出来ないか。これが1点です。

それから次の2点目の、ベンチャーキャピタルについてですが、そういった意味では商店街もかなり、空き店舗が空きます。昨日もお話しありましたが、宮下菓子店がやめました。宮下菓子店がやめたんですけども、あそこも今の情報がなくて、誰が買うのだろう、誰が売ののだろう、いくらで売ののだろう、買うのだろうと交錯している内に、お隣が買われてさら地になっちゃいました。けどそういう情報もっと早く出ているとやりたい方は一杯いらっしゃったんですね。私

が聞きに行った時には、もうすでに時、遅しだったと。それで、商売やりたい人は、今のもとでと資金の調達が非常に難しいというのが現状なんです。だからそういった意味では町が、これは町長の所信で良いのですが、ベンチャーキャピタルという事になって、リターンを求められるのだとしたら、例えば固定資産税、町民税そういった形では絶対はね返ってくる部分がありますし、定住促進にも繋がるのですが、町長はこの辺をこれからどういうふうに考えて頂けるのかお尋ねします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）１点目のご質問の、融資の長期化につきましては、これは町単独で保証なしでやるという事は中々難しい状況でありますので、保障協会等のあれがあるという事でもありますけども、より何処まで状況を緩和できるかですね、信用金庫ともよく担当の所で協議をさせて頂いて、出来るものであればその条件の緩和に努力をさせて頂きたいと思います。

若干の期間延長というのは可能なのかなと思いますけれども、その辺も私どもで単独で答える訳にもいきませんので、よく協議をさせて頂きたいと思います。

それからベンチャーキャピタルという新しい言葉でありますけども、中々難しいだろうと思うのです。町がそこまで入っていけるかどうかという事です。ですから逆に、今宮下さんの例もあげられましたけども、そういう商店街の相談の窓口というのは、やはりこれは商工会の中で設けて頂くといえますか、そういうものの情報をいち早く、例えば商工会の役員会の中で、実は宮下さんがこういう事でいつ頃転出する予定になっていますよという情報を早く掴んでせめて理事会といえますか、役員会の中でそういう情報を公開してあげる。町も当然頂ければ、何らかの形でまた色んな所へ情報をお伝えしたいと思いますけども、まずはやはり最初は商工会がもう少しそういう面に対して積極的に踏み込んでいただかなければならないのかなという気が致します。行政は限度がありますので、その辺を、そういう窓口を設けてそれをクリアするために色んな条件があるんで、こういう苦しい条件があると言った時に、私どもは例えば、この部分はそれじゃ行政としても支援が出来るのじゃないかとか、そういうような相談は乗ることが出来るかと思しますので、とりあえずはこれからきっとまた、そういうようなお年寄りの経営している商店もかなりあるので、そういう事態が出てくると思いますが、どちらかというと、出ていく寸前まで情報を出さないといえますか、本人も言わない。そして、内々の内に色んな交換をして、売買をされる。

今回も実は私も、ある議員さんにも申し上げたんですけども、どうしても買い手がなかったらあそこに町の農産加工場の販売店を設けようという事を計画していたんですよ。その販売店で、例えばちょっと喫茶店的な、後ろの方でケーキを売りながら喫茶店をやって二人くらい御婦人を雇えば、ある程度収支がとれるのかなとい

う計算をして、話しをかけたんですけども、その時にはすでにもう実は地元の現在の取引された状況が成立しかかっていたものですから、そこに入りこむという事は中々行政としては、やるべきでないという事で手を引いたのですけれども、それがもうちょっと情報が早ければですね、私どもとしても何らかの手が打てたと、本当に残念で仕方がないのですけれども、そういう事をもう少し先ほどから言いますように、商工会の仲間同士という事もありますし、会員でもあるのでありますから、もっと早くその状況を掴んで頂いて、私どもにも提供頂ければいいのかな。そうすると、打つ手がかなり広がってくるのではないかなと思いますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一確かに町長言われるように、商工会の情報不足、商工会員さんの情報不足という事も確かにあるのだとは思いますが、ただ現実には売る手前、直前まで余りよく分からないというのも現実なのですが、ただ町長今言われたように、町長が何か喫茶店か何かやろうと、そういったそれがベンチャーキャピタルという考え方なんだと思うのです。私方が言うのは、例えば土地・建物はさっきの言う定住促進の方でなんとかして下さいと、それから商売についてはベンチャーキャピタルの関係で原資をなんとかして下さいと、何千万もの話しをしている訳ではなくて、例えばある建物を利用して店内を改装するくらいの経費であれば、例えば100万から200万くらいとか、設備にすると100万から200万くらい、まあ300万から500万くらいの話しなんですね。今ちょっとした自動車買うと、300万くらいしちゃう時代で、信金さんはそういったものに対しては、消費者ローンでお金は出すんだけど、いざ実際商売をやろうとすると、事業計画案だとかそういったものが全部必要になってきて中々そこにこぎつけるまでに、たいがいの人がいやになってやめてしまうというのが、殆どなんですね。今、町長言われるように、その部分の考え方を、町原資とは言わないけども、例えば信金さんの保障ですと、消費者ローンというのがあるんですね、住宅ローンには使えませんけども。これだと、信金さんの信金保障でいいですよ。借主と信金保障。これには保証人いません。ただ、信金保障さんで駄目な時には、信金の一般融資。これ、プロパー資金になります。この時の信金保障があると借りれるんです。そういった道がいくつかあるので、それを是非検討して頂いてこういった形であれば、町がこうやって出せるのであれば定住促進にも繋がるし、空き店舗の活用にもなるのだという、ちょっと違う次元から見ていただいた考え方の中で、進めて頂きたいとは思いますが、町長にそういった将来的に渡ってそういう考え方があるか、所信お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃいましたように、例えば今一例をあげましたけれど、そのように町の特産品を何処で売っているのだろうかという声が、非常に夜高あんどんだとかそういう時に来た時にも、特産物がどこで売っているのか分からないとかいうお話を聞かされるものですから、そういうものであれば、あそこが一定のお菓子やさんとのルートの中で、そう収支が悪くないというお話も聞きましたので、そうするとそれをやりながら、町の特産品或は地元のそれぞれ作っていらっしゃる、農家の皆さんが作っているお味噌だとかそういうものを含めて、例えば川嶋お菓子やさんで作っているものをあそこだけでなく、市街の真中のところでもそういうものが販売できるとすれば、或は、お米の雪中米をあそこで販売できるとすれば、そこに行く沼田のものがいつでも手に入るという。そういうようなことであれば、行政としてもやはりかなりの支援が出来るであろうと思うのです。ですから、おっしゃられる全てのものに対して行政が入りこんで支援できるかという、それはちょっと難しいと思うのですけれども、場合によってはそういう事が可能だと事で考えておりますので、可能というよりむしろ積極的にやりたいと考えておりますので、申し上げましたように、こういう所がこうなりそうだというような、例えば商店の場合ですと、商工会の方から情報を、早い内に頂ければ商工会ともよく相談しながら、町の形態としてどうあるべきかという事を論議させて頂きたい。そんなふうに思っております。

仮に今、前々から議会でおっしゃられておりました、駅のなかで何かそういうものが出来ないかという事で、今、駅の委託している人をお願いをしまして、特産品をあそこで展示をし販売する事も今、取り進めておりますので、そういう事も必要だろうと思っておりますので、そういう情報が出来るだけ早く私どもにも届いてほしいし、町民の皆さんにも可能な限りの情報を提供する努力をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一々再々 町が町のためにだけのアンテナショップという感じなんですけども、それだけで町のお金だから、町のアンテナショップだから町のお金が使えらんだと、これは確かにそのとおりだと思うのですけれども、その門戸というか間口をもう少し沼田の商店会、商工会、こういった事業をする人達にも暖かい目を少し向けて頂いたらどうかなと思います。それから、事業をやるについては色んな考え方が当然、事業主体があるのですけれども、誰にでも彼にでも貸せと言っている訳ではないのですよね、やはり危険回避というのは大切な事だし、危険回避は今のいう信金さん、沼田で言う信金さん、金融会社と信用保証協会との間で、この方であればなんともないのではないかなといったものを、町の方も認知して協力して頂きたいという事でお願いする訳なんですけども、それが今の言う定住促進なら定住促進、商工会なら商工会と分けたものではなくて沼田町自体は商売やっ

る人も、農家やってる人も、何もやってない人もいますよね確かに。でも、それが全部まとまって沼田町なんですよという事の中で、その目的で使える使えないというものが、もうちょっと町長の方のお考えの中で、門戸を広げて頂けると私はもうちょっと本当に住みやすい、商売やってない人も出来るとか、そういった良い形になるのではないかなという気がするのですが、たまたま私の所の「北ほたる」さんが、町の方で振興課長さん一生懸命骨を折って、居酒屋をやる事になったようなんですけども、だからそういった意味でも、一つそれで沼田で店の明かりがつく訳ですよ、だから、町長が町のアンテナショップには金を出すけどという事ではなくて、それをもうちょっと広げた形の中で商店街の存続も含めて、目的は色々違えど金の借り方貸し方は違えど、今町長がいみじくもおっしゃったベンチャーキャピタルという考え方を今後行政の中に反映して頂ければ大変皆さん助かると思うのですが、最後にお尋ねして終わります。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私ももう少し勉強させて頂きたいと思いますけれども、今、例にあげました「北ほたる」の所にそういう商売を始めるから、何とか行政でもという事、これは中々難しいと思うのです。おっしゃられる意味も分かるのですが、素人の方が例えば、宮下さんの所を借りて、継続して今のお菓子の販売をやりたいと、けどもそれだけ単独では中々難しいので例えば町から何かそういう特産品の販売のコーナーを設けるので、販売の委託の手配を受託できないだろうかという、そういう時には私どもとしては積極的に先ほど申し上げましたように、そういう所に助成をしながら店が成り立つような方法をお互いに考えていくそういう相談は乗れると思いますよ。

しかしながら、一つの経営を、例えば居酒屋一つでありますけども、その一つのものを作って商売をしようとする時に、特別に行政が相談に乗って支援をするということは先ほど申し上げましたように、町の融資ですとかそういう事は可能ですけども、それ以外の特別なあれというのは中々難しいのかな、そういうあれになりますと、町民の皆さんの理解がちょっと難しいのかなと思うのです。その辺は、他町村との例もよく調べましてどういう所まで可能なのか勉強させて頂きたいと思います。

ただ私も今、経済産業省北海道局の方へちょくちょく行く機会があって、お話を聞いてますと、けっこう国が直接、商工会に対する助成制度というのがあるのですね、ですから山田議員さんから例えば講演会のお話しなんかもありましたけれども、ああいう講演会に対する助成というのは結構お金を持っているのですね。ですから、そういうようなものを本当に商工会の振興のために必要で支援頂けるものは、どんなものがあるのかという事を、この辺も担当するところも、向こうから担当者

が来て頂いて勉強を今やっているようですから、より木目細かな情報を皆さん方にお伝えして有効なものを活用して頂く。そういう努力をさせて頂く。そういう努力をさせて頂きたい。総体的にはもう少し勉強させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。はい。以上で、町長に対する一般質問を終わります。

（教育長に対しての一般質問）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。7番、橋場議員。教育行政1、2について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。国によって、教育基本法を変えなければならないというような動きが出ているのですが。私はこの法律を読んで、変えなきゃならないような場所ないと思っているのですが、教育長はどのように考えておられるでしょうか、聞きたいわけです。

小泉内閣が出来て色々な論争の中で、憲法を持ち出したのです。例えば、自衛隊を戦場に送るために、その憲法の部分でいうと、我々は平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする、努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。ここだけいつも読んで言うのですよ、その前とか後ろは言わないのですね。これだけ見るとやはり自衛隊も戦争に行かなきゃならないのかなと思われてしまうのだけれども、ずっとその後には等しく恐怖と欠乏から免れ平和の内に生存する権利を有する事を確信すると、こういう次に続く事やその前に政府として戦争を起こしちゃならないという事は、全然言わないで一箇所だけ何回も発言しているのです。

私は教育基本法というのは、この憲法に基づいて教育の面でどうするかという事を作られたんだと思うのですね。実は、教育長それから教育委員長は、国家とは何かという事、国家というのはいつ、どういう形で出来て何のために作られたのかという事で考えたり、勉強した事あるでしょうか。これは大変重要な問題なんですけれども、今日本の自民党、三党、与党の政治の中では平和という事が非常に邪魔になってきているのです。私達、憲法にしてもこの教育基本法にしても、戦前の絶対的天皇制、専制政治の元で、教育がどんなに捻じ曲げられてきたか、その反省の上に立って教育基本法が出来ているのではないかと思うのです。私は、こんなちっぽけな体ですから、議会に出て前に野さんだとか、久保さんだとか体格のいい人がいると本当にうらやましいなと思っている訳なのですが、こういうちっぽけな体で16歳の時に、天皇陛下のためにどうやったらいいのか考えたんです。で、体が小さいから、陸軍にはいけないだろうと、じゃあ戦車兵くらいならなれるだろうと思って、16歳で天皇のために死ぬために、志願した事があるのです。それでも病弱だったか

ら落ちてしまった。

そういう戦前の、間違った教育の上に立って、学校の先生達の労働組合が作られたんですね。再び教え子を戦場に送らないようにしようと、そのためには我々は労働組合作って、国とのそういう論争を食い止めなければならないという立場で、組合を作ったのですが、この教育基本法の1条には、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心理と正義を愛し、個人の価値を尊び勤労と責任を重んじと、心理というのは我々の主観ではないのですよ。一つある訳です。その心理をどうやって見極めるかということは、私達大事な事だと思うのですが、そういう非常に素晴らしい内容があるのですよ。教育長と話しをしたら、世の中こんなに進歩して来たんで、それに合わなくなった所があるので変えるのだらういう事になるのですが、ところがそんな所ないのですよ。基本法ですから。実際には今まで学校教育というのは、この基本法に基づかない方向で、指導要領で色々と捻じ曲げられてきた。例えば、心理を追求するような人を作らなければならないのに、5段階総体評価というのは、評価の仕方があった。その学級の中で、何%は1だと。何%は2、何%は3、4、5と分けて全部その割合に基づいてどんなに勉強できても一人しか1にはなれないという、それは教育の中で競争をあおって、人を思いやるような心を作らないような教育をやってきたのです。これは、改めなければならないと思うのです。

ですから、そういう事からいうと、今までの指導要領に基づいてやられてきた事が、その時その時の国の思惑によって変えられてきたんですよ。さっき言った国家というのは今は民主主義というものを勝ちにとって国家の暴走を食い止めていますけれども、本来国家というのは、ある階級が他の階級を支配する道具なのです。その道具が、非常に悪い方向で教育を捻じ曲げようとしている訳なので、私はこれはそういう立場から言って、この基本法は変えるべきではないなというふうに考えております。

カラスの鳴かない日があっても、小泉純一郎さんと田中真紀子さんが毎日のようにテレビに出されて、しかもそれがこれまで悪い政治を作ってやってきた自民党の政治を変えて、救世主のような持ち上げ方でテレビで出されますから、我々の見方も狂ってしまう方向に行ってしまうので大変だなと思っているのですけれども、そういう事も含めまして、やはりこの教育基本法は守っていかなければならないというふうに思うわけです。

昨日、農協とは何かという事で、ありましたけれども、農協組合長の部屋の後ろの方に、「一人は万人のために、万人は一人のために」という額が掛かっているのです。見てこられたと思うのです。これが本当の教育の理念だと思うのです。実はこれ、共産主義社会の理念なんです。一人は万人のために、万人は一人のためにとい

う事に思想的人生観を多数の人に持たれたら、国家がいなくなるのです。だけど今は、国家があって、それはやはり支配の道具なのです。ですから私はそういう立場から暴走を食い止めるためにも、是非とも教育基本法を守るべきだと、こういうふうに思っています。教育長のお考え方をお聞かせ頂きたい。

それから次ですね、この30人学級を独自で行う県や、市が生まれてきます。町でも生まれてきました。これについて、うちの教育委員会はどういうふうな立場をとっているか、実は教育委員会というのは沼田町で国家権力とは対峙しなければならないはずなんです。昔は公選制であったのを、これはこうやっていたら中々教育委員会支配する訳にはいかないという事で、任命制になった訳ですから。だけれども、やはり本来地元の教育委員会というのは、国のやり方にちょっとまてよと歯止めをかける立場だと思うのですけれども、そういう意味からこの問題について、道や国に対して教育委員会として、意見やなにかを上げているのかどうかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）非常に難しい問題になるかと思いますが、基本的には3月の定例会でも私申し上げているとおり、この基本法といいますか、この理念についてはですね、本当に短く分かりやすく私は素晴らしいものと思っています。私個人も、基本法についての改正する所は何処があるのかなと、実のところあまり分からないのが実態でございます。そこで、文部科学総の遠山科学総が、諮問しております、教育中央審議会ですか、その諮問している内容を一通り私、読まさせて頂きました。その中で、言っております事は、今、橋場さん言われましたように、世界情勢或は国内情勢が変わってきている。昭和22年に、この法律が制定されてもう50余年にもなると、一貫して変わってきていない下で、この教育基本法が進められてきているという事のように。その中で、やはり現代にあった改正をするべきではないかと、まあ端的に言えばそういう事を言っておられる訳です。

それで、向こう1年間、中央教育審議会で検討される訳ですが、その学者の中でも百家争鳴と言いますか、賛否両論と言いますか、そういう事が色々ありまして、中々一個人教育長がどうのこうのと言えない立場ではないかなと思っておるので御理解して頂きたいと思います。

次の、30人学級につきましては、これは我々教育委員会でどうのこうのと言わなくても、すでに全国レベルでこの問題については取り組まれておりますし、今、教育改革六法法案が3月に出来まして、その六法法案の中で、標準法と言いますか、これが改正になっておりますので、道の教育委員会と致しましても、この標準法の改正を受けて、その小人数学級と言いますか、ある程度標準を下げるという事で、道議会も表明しておりますので、近くそういう事で取り組んでくれるのではないかと

と期待している所でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再一教育委員会は教育の立場で言うと、議会なのです。農業委員会は農村の議会なのです。そういう所が、やはり国や何かに対して、決議や何かどんどんあげるべきだと思うのです。多分なるだろうだはなく、そういう事が道、国を動かしていくのだと思うのです。教育長の行政報告の中に、沼高の存続が難しいといっているけれども、30人学級が実現すれば、まだしばらくは大丈夫なのです。ですから、枝葉の問題ではなくて、こういう基本的な事をやはり変えろという事を、強く決議したり要求するべきだと考えているのですが、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）ちょっと舌足らずで説明不足でしたが、既に空知管内の教育長会議、或は道央ブロックの教育委員並びに教育長会議の席場でですね、この30人学級については道の方に要請しております。ただ、地元のうちの教育委員会としての独自の要請はしておりませんけども、そういった大きな組織の中では既にしておりますので御理解頂きたいと思います。

○7番（橋場 守議員）是非、やって下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了致します。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第75号。平成13年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第75号。平成13年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について、平成13年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成13年12月13日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思います。この提案理由を申し上げます。条文の朗読は割愛させて頂き、改正の内容を申し上げ致します。

寒冷地手当につきましては、本年も時限立法で提出させて頂いております。内容につきましては、加算額で灯油のドラム缶12本分、2,400リットルを支給するというもので、家庭用灯油価格12月1日現在の、消費税込みの46円を積算の基礎としております。扶養親族のある世帯については、66,500円を110,400円に、扶養親族

の無い世帯については、44,300 円を 73,600 円に、単身者については 22,200 円を 36,800 円に支給するものであります。以上説明申し上げ、提案理由に換えさせていただきます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 75 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 4、議案第 76 号、沼田町生涯学習総合センター設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長）議案第 76 号、沼田町生涯学習総合センター設置条例について。沼田町生涯学習総合センター設置条例を別紙のとおり提出する。

平成 13 年 12 月 13 日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き頂きたいと思います。この条例につきましては、昨年の 6 月より建設されておりました、生涯学習センターが今回完成したということで、公の施設としての設置条例を提出するものでございます。

条例につきましては、全部で 6 条で構成されております。この条例の体系につきましては、現在の設置条例のほか、施行規則それから管理運営規定等は、教育委員会の方で後程公布する予定でございます。それから今回、3 枚目にございます使用料につきましては、使用料金の検討委員会の報告にもございますように面積を㎡当たり 10 円という事で計算してございます。あと、暖房料ももらうという事で提案してございます。そのような事で、生涯学習センターを教育委員会が管理運営していくというものでございます。ご審議の程宜しくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、2 番。

○2 番（野 道夫議員）2 番。ただ今説明がありました、生涯学習総合センターの設置条例の中に、あくまでも生涯学習総合センターという名前が出されているので

すけれども、裏側の中で「ゆめつくり」というホールがひとつある訳なんです。ですから、条例と違った愛称というような中で「ゆめつくり」という名前を付けられて、これからそのように呼んでいくのか、それとも条例に全く無いものを名前をつけて、それは「ゆめつくり」なり「何つくり」なりという部屋に、そういうものが作られているような所は他にもあるのですか。ちょっと、中身について分からないものですから。聞かれた事もあるのですよ私。それ、ちょっと教えて頂きたいと。

○議長（吉田好宏議長）はい、次長。

○教育次長（江田哲郎次長）秩父別でも生涯学習センターで来たんですけども、設置目的には、それぞれ通称は入れないという事のようにございます。そのような事で今回沼田も、通称は入れない条例でございますけれども、愛称としてそういう募集をして、皆様に親しまれたいという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかに、ございませんか。休憩を致します。

1 3 時 5 3 分 休憩

1 3 時 5 4 分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他にございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。昨日質問しましたように、公民活動についてこれまで、確かに安い安いというけれども、やはり、随分見ますと高齢者の人達のサークルがあるのですね。ですから、そういう人達から言うと、ほんのちょっとでもやはり、料金取られると言ったら苦痛になるので、是非、町長が免除する事は出来るという、ありますので、これまでの公民館活動については無料で開放するという方向で進めて頂きたいという事を、意見を述べまして賛成致します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第76号は、原案のとおり決することに、賛成の方挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。賛成だんたんですか。はい。

○議長（吉田好宏議長）日程第５、議案第７７号 町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第７７号 町税条例の一部を改正する条例について、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成１３年１２月１３日提出。沼田町長名でございます。

一枚めくって頂きまして、町税条例の一部を改正する条例であります、改正条例の朗読を省略させて頂きまして、改正理由と改正案の概要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢を踏まえまして、地方税法の一部を改正する法律が去る６月２７日に公布されてございます。このことによりまして、町税条例の改正が必要になったものでございます。改正案の概要であります、株式等譲渡益にかかる個人、住民税の申告分離課税制度におきまして、所得割りの納税義務者が平成１３年１０月１日から平成１５年３月３１日までの間に、所有期間が１年を超える上場株式及び店頭登録株式を証券会社等を通じて譲渡した場合、その譲渡所得の金額から１００万円、当該譲渡所得の金額が１００万円に満たない場合は、その金額。この特別控除を行う事としたものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７７号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第６、議案第７８号 沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第７８号 沼田町道路線の変更について、道路法第１０号第２項の規定によって、下記のとおり変更する。（以下、変更前と変更後の路線内容を朗読）

沼田工業団地の道々から、町道五ヶ山線に至る全体で１８８．３ｍの内、ご存知の企業誘致されました昭和の所まで、完成しておりましたが今年度予算におきまして、

全線工事が終わりましたので、起終点の区域変更をしたいという事と、もうひとつ、路線名を沼田工業団地という名称でございますので、これもあわせてですね変更したいという事でございます。以上、提案理由をご説明申しあげました。宜しくご審議の程をお願いいたします。なお、次の頁に、位置図をつけてございますので、ご参照頂きたいと思います。宜しくをお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第79号 平成13年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第79号平成13年度沼田町一般会計補正予算について。平成13年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年12月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成13年度沼田町一般会計補正予算第4号について説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。ここで、暫時休憩を致します。

14時37分 休憩

14時54分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。これより質疑に入ります。10番。

○10番（山木一男議員）10番。今の桜つつみの、雨竜川の公園の冬囲いの関係ですけども。聞いてみますと、これは桜つつみ、ようするにパークゴルフ場周辺ということですね。何方に聞けば良いのかな。課長ね、はい。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）予算の説明の中に、雨竜川総合運動公園となつてございまして、前に処理場から沼田大橋まで桜つつみを整備致しましたが、その区間

で今回は、高規格道路から沼田大橋までと、それから造成致しましたパークゴルフ場の東側の外周。そこを重点的に植栽をした個所でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにございませんか。10番。

○10番（山木一男議員）一再一 今聞いてみますと、堤防も入っているという事ですね。

○建設課長（野々宮 宏課長）雨竜川の堤防の、小段と言いますか、腹付けの盛土の所を利用して植えた個所と、それから東側ですね、コースといわゆる東側の渡部建設側のけいかいの方に、そこに連続して植えさせて頂いた所でございます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。10番。

○10番（山木一男議員）一再々ー 私が言いたいのは、別にどこに立ててもいいのだけれど、今度パークゴルフ場の使用料云々というのが、今度我々の方の特別委員会で諮られる項目に入ってくるかと思うのです。それで、出来る事であればパークゴルフ場にかかわるこういったものが、利用する人、ようするに同好会であるとか、そういった方々の奉仕といいますか、ボランティアの形の中で可能なものがどれくらいあるのかなという事を、知りたかったという事も実はあった。こういう事の質問なんですけども、そういう事が可能であれば或は、利用料金等についても利用者還元という事の中で、町内のそういう所については然るべき減免指定がとられたら良いのではないかと、こういうような事がちょっとあったものだから、まず参考までにどれくらいそういう中で、関係者が手がける物があるのかなと、そのへんちょっと教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）植栽の内容につきましては、低木類の関係と高木類がございすけれども、つつじ等の低木類につきましては、他でも町民会館とかそういう所でボランティアでやって頂いている例もございすので、つつじ関係の冬囲いの事、そういう形で出来るかと思いますが、今、工事で植えた分あるいは、今寄贈されて植えた分は、高木に入りますのでそれらについては、やはり専門職の方にやらせるといいですか、ボランティアの範囲を超えたものになるのかなと考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）ほかに。7番。

○7番（橋場 守議員）我が町は、大変基金を積み立てている訳ですけども、ペイオフが実施されると、一人元本1千万円とその利子しか補償されなくなる訳なんですけども、今、預けている所は完全に大丈夫なのかどうか、そういう点について見とおしはどうですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）出納室長としてお答え申し上げます。ペイオフ、来年

解禁になる訳でございますが、当町の公金として北空知信用金庫それから沼田町農協、その他に歳計現金として日興証券と、こういった所がある訳ですが、ここいずれこの3金融全てに対して、いわゆる財務内容調査。これを行ってございます。いずれにしてもいわゆる自己資本比率4%、これを大きく上回った自己資本比率を持っている財務内容であるという事を確認致してございます。今後、こういった関係をどう扱っていくのかという部分につきましては、今後とも金融機関等の情報を入手致しまして自己資本比率等の財務内容を調査をしながら行きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）ほかに、質疑ありませんか。12番。

○12番（吉田俊一議員）本来、個人的に聞けば良いのかと思いますけど、折角補正予算に出ております、融雪溝の関係につきまして2、3お伺いをしたいと思っております。

先日は、融雪溝のオープンセレモニーをやって頂き、大変有り難く感謝をしている次第でございます。実は、12月の当初に非常に大雪になりました。その結果、30cm以上積もったのではなかろうかと思えます。その雪を、あの融雪溝に入れるということは大変であったという事が、ちまたの声であった訳であります。この融雪溝につきまして関係者と致しましても、議員でも2・3いらっしゃいますけども、その関係につきまして、私の承知している範囲内では、間違いでしたらご了承願いたいと思いますが、30cm以上降った場合については何らかの方法を講じますという事でございまして、今回も相当待つに至りまして、開発が出まして雪を除去してくれたというのが実態でございます。それと共に、例えば歩道でも3、40cm降るといことは沼田の場合は相当ある訳です。そうすると、例えば子供さん方が学校へ行く途中において、例えば朝8時くらいには出られる子供さんいらっしゃいます。その歩道を、おそらく早く開ける方は延長線上に何人もいらっしゃらないと思います。それで、その歩道についても、もうはねませんよという事であったんでは、商店の方々が、ようするに朝早く6時くらいに起きなければ間に合わないのではなかろうかと思うような結果になるのですけれども、歩道についてはやはりそういう事で開けられないのか。

それと、国道につきましても、はねた雪が殆どといって融雪溝の付近にまいます。中々、道路の固雪でありますので、それを入れる事についても大変皆さんが困窮しているという事、しかし折角出来た融雪溝でありますので、皆さんは本当に強ちに協力して頂きまして、非常に良くなっています。例年でしたらおそらく、前の家も見えないというのが実態でございますけども、今年は本当に、夏同然のような景観になっている訳でございます。その点につきましては私達心から感謝を申し上げる訳でございますけれども、沼田のこの大雪を30cm以上降った場合の対応。

または、歩道についての朝の除雪という、この２点の問題がありますけれども、その辺り建設課長さんの方で、どのような対応をして頂けるのかな、またどのような考えを持っておられるかお聞き致したいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）最初の、すでに今年降った訳でございますけれども、３０ｃｍ以上の対応についてどう考えているかという事でございますが、ご存知のように融雪溝の主旨は、完成してけいおう開始しますとですね、一応排雪はしないというような事で扱われておりますが、これは当町の場合、１２月１日オープンということで、そこからドカ雪が来ましたので理事者の指示もございまして、道路管理者の方に機能回復という観点から、特別にお願いした事でございます。これが、３０ｃｍ以上１日降ったからといって、すぐまた排雪ということにはなっていないと思いますが、こういう実績をもとに今後、異常降雪のあった場合、どうするかについては今回の実績をもとに道路管理者に要請をしていきたいと考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。８番。

○１２番（吉田俊一議員）もう１点の方は。

○建設課長（野々宮 宏課長）もう１点の、歩道の朝の除雪でございますが、歩道につきましては、通学のための歩道除雪路線を一応指定させて頂いておりますし、また、国道につきましても道々につきましても、そういう事でやってございます。時間等につきましては、色々、各道路管理者集って、色々除雪・排雪対策について打ち合わせしておりますが、なお登校に間に合わないというような実態がございましたら、また調整していきたいと考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、１２番。

○１２番（吉田俊一議員）一再一口にされた答弁は分かります。しかし、その実態たるは子供さん方が、早い方は７時３０分頃通りますよね。そうすると、もう開けてなくちゃならないという現実がそこにいきますよね。折角、町にもロータリーがあるのですから、できればそれらを利用してもらう方法は出来ないものか、それと今言う私、３０ｃｍ以上降れば特異気候だと思うのですよ。そうすると、そんな事になると、当然融雪溝出来たのですから除雪しませんという事が、前提でありましたけれども、そんなに降られては入れるのが大変ではなかろうかと思えます。

そこで、今言われたような関係で、開発の方にもひとつ管理者の方と協議した上で、やはり、どの程度になったらどうなのかと、１０ｃｍや１５ｃｍでしたら十分対応出来ますけれども、やはり３、４０ｃｍ降る事は沼田の場合ちょいちょいあると思います。その対応について、今後また特にお願いを致したいと思っておりますし、歩道の除雪につきましても通学道路の排雪につきましては、あるものは利用させて頂いてな

んとか住み良い通学路が出来るような方法もとって頂きたいと思いますので、十分な検討をお願いいたしたいと思っておりますので、答弁がございましたら、答弁をお聞きしたいと思います。

○1 番（久保 寛議員）議長。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○1 番（久保 寛議員）1 番。あの、1 2 番議員からご質問あったのですが、これ課長、この問題色々波及しますし、あまりこの場所で道路管理者と協議しますとか、やりますとかという約束できる問題でもないと思います。

そこで、たしかこの融雪溝の協議会というものがあるはずですから、十分協議会とご相談しますという答弁程度で僕は良いのではないかと思うのですが。

○議長（吉田好宏議長）はい。私、議長から申し上げたいと思いますが、あくまでもこれは補正審議でありますから、一般質問ではございません。そういったことで、要領良く簡潔にお願いしたいと思います。はい。

○1 2 番（吉田俊一議員）あの、私ですね協議会の会長なるがゆえに皆さんに話をせしめんために、お聞きしたので、これ補正予算でございますけれども項目が5 つこの関係で出ていますので、別に私、特別に探求そちらなり、それらを聞きまして、また皆さんにも早急にお話をせんなんと、いう観点からお聞きしている訳でございます。別にここで議論を云々するという問題でないと思いますので、この点は補正予算でないから聞けないとか、補正予算だからなお更聞きたいという事になりましようと思います。そこらへん議長、裁きをよろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、そのほかございませんか。はい、8 番。

○8 番（大沼恒雄議員）はい、まず町民税の関係で、個人の現年度課税分と法人の現年度課税分が、所得の減という事で落ちている訳でございますけれども、これはやはり色々な施策の中で見直して、町民の所得、それから事業所得の拡張という事を施策の中で何か考えていって頂きたいと思います。一般質問でもやったように、これだけ数字がこう、納められないという事になると、これ両方で2 千万ですよ。大変な話しだと思うので、町のお金をある程度使ってでも良いから、こういったものをやはり、所得を上げるような方法をとって頂きたい。

それからもう1 点、ペイオフについてなのですが、先ほど農協さんと信金さんと、日興証券さんと言いましたか、日銀さんの例えば口座開設なんていうのは、地方自治体の方では話しをしてはいないのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）ございません。

○議長（吉田好宏議長）8 番。

○8 番（大沼恒雄議員）一再ー ないですね。その辺例えば、どんなに資本比率が

良かろうと悪かろうと、これからどうゆう状況になっていくのかなという事は、先が見えないと思うのです。それで、やはり国の、日本銀行。こういった所にやはり地方財政の口座を設けるという事も、これからは言っていくべきだと思うのです。地方が要求していくべきだと思うのです。これは足並み揃えて、町村会でやるのか何処でやるのか別にして、そういった保全の対策もひとつ考えては如何かなと思いますので提言しておきます。

○議長（吉田好宏議長）他に、ございませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第80号 平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第80号 平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年12月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第80号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第81号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第81号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年12月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第81号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第82号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第82号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年12月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、議案第８３号 平成１３年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第８３号 平成１３年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成１３年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年１２月１３日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第２号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８３号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第８４号 平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第８４号 平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成１３年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年１２月１３日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第３号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８４号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１３、議案第８５号 平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第８５号 平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成１３年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年１２月１３日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第３号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８５号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決

ました。暫時休憩をいたします。

15時25分 休憩

15時26分 再会

(議事日程の追加について)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書（案）外3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第14、意見案第16号。中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書（案）。日程第15、意見案第17号。牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書（案）。日程第16、意見案第18号。衆議院石炭対策特別委員会の設置継続に関する意見書（案）。日程第17、発議第3号。公共料金等調査特別委員会の設置について。以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第14、意見案第16号。中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出する事に異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、意見案第17号。牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出する事に異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、意見案第18号。衆議院石炭対策特別委員会の設置継続に関する意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、発議第3号。公共料金等調査特別委員会の設置についてを議題と致します。この際、本案の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。発議第3号は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。お諮りします。只今、設置されました公共料金等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は、議長が指名することに決しました。お諮り致します。本特別委員会の委員に議員全員を指名致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。

更に、只今設置されました公共料金等調査特別委員会の閉会中の継続調査について、お諮り致します。

本件について、次期定例会まで、閉会中の継続調査する権限を与えたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成13年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

15時32分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員